



JR東労組東京地本元役員10名らに対し

約4,295万円

損害賠償請求

① 請求額

約4,295万円

② 提訴内容

(ア)元役員ら10名は2019年10月以降、連帯活動基金の運用手続きをとることなく、共同して金銭を支出した。

(イ)同基金の定められた用途から逸脱し、勤務期間2～3年のシニア雇用者3名に対し、雇用契約に定められた金額の数倍の退職手当(約2,728万円)を支払った。

(ウ)同基金で購入した物品(約831万円)が組合に存在していない。

水戸・八王子地本元役員に対しても

組合費不正利得返還請求を行う!

八王子地本：3,000万円・水戸地本 970万円

組合費の不正使用は許しません!